

平成 25 年 2 月 28 日

生駒市政担当記者 様

生駒市教育委員会

平成 19 年生駒市立中学校における頭髪指導に係る損害賠償事件について

この裁判について、2 月 26 日付けで決定がありましたのでお知らせします。

裁 判 最高裁判所第三小法廷 平成 24 年(オ)第 138 号

原告 元生駒市立中学校女子生徒（当時中学校 2 年生） 外 2 名

被告 生駒市 外 1 名

事実経過

平成 18 年、当時生駒市立中学校 2 学年女子生徒であった原告は夏休み頃から髪を茶色に染色または脱色するようになったことから、同校教員らは同年 9 月頃から頭髪を黒髪に戻すよう粘り強く指導を繰り返してきました。その結果、当該生徒が学校内での染髪を受け入れ、生徒指導担当教員らが本件染髪行為を行いました。

これに対し、校長宛に「体罰ではないのか」等と抗議があり、同校のほか、市教育委員会、県教育委員会、県立教育研究所などもかかわりながら保護者と話し合いを重ねてきました。

原告の主張は「染髪行為にはなんら合理的根拠がなく人権侵害行為である」「染髪行為は体罰にあたる」というものであり、これに対し被告生駒市は「規律規範を遵守させるための教育活動の一環である」「本人の同意に基づいて行った」ことを主張し、理解を得るように努めてきました。

しかしながら、平成 20 年 2 月、原告より生駒市に訴状が届くこととなりました。

本件裁判は、平成 23 年 10 月 28 日、大阪高等裁判所において出された「原告らの請求を棄却する」とした二審判決を受けた原告側の上告によるものであります。

判 決

- 主文 1 本件上告を棄却する。
2 本件を上告審として受理しない。
3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

本件問合せ：教育指導課 伊東 内線（631）